

平成19年3月1日策定

ホームレス自立支援プログラム

小田原市福祉事務所

目的

本プログラムは、社会的基盤を喪失し、路上生活が常態化しているいわゆるホームレスを、生活保護適用を基本として、その他種々の制度を利用し、再び自立生活を送れるよう支援することを目的とする。

概要

ホームレスが本市福祉事務所に相談した後、生活保護を適用し、社会的、経済的自立を目標として、居宅設営、就労支援を行う。

実施方法

「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」において、ホームレスに対する生活保護法による保護の実施に関する事項を踏まえ実施する。

通常への対応

市内のホームレスについて、市民から通報があった場合は、まず対象のホームレスと接触し、本人の意思、希望を確認した後、福祉事務所としての取り組みを決定する。

また、普段からホームレスの居住地の管理者及び支援者と連携を緊密に取り合い、情報収集に努め、事態に変化があった場合に迅速に対応できるように準備しておく。

*主な管理者

◆神奈川県

小田原土木事務所（建設省管理の海岸線、河川流域）

松田土木事務所（河川流域）

西部漁港事務所（水産庁管理の海岸線）

◆小田原市

各管理者（各所管課）

◆中日本高速道路株式会社横浜支社小田原管理事務所（小田原厚木道路管理者）

*主な支援者（支援団体）

小田原交流パトロール

具体的な考え方と取り組みについては以下に定める。

1 ホームレスに対する生活保護の適用に関する基本的な考え方

ホームレスに対する生活保護の適用にあたっては、**居住地がないことや稼働能力があることのみ**をもって保護の要件に欠けるものではないことに留意し、適正に実施すること。

2 基本方針の留意点

【ホームレスの抱える問題状況の把握および自立に向けての指導援助の必要性の程度の分析】

○ホームレスの抱える問題状況の把握にあたっては、面接時のヒアリングにより、以下の情報の収集、基本的項目の確認により居宅生活を営むことの可否について特に留意して行うこと

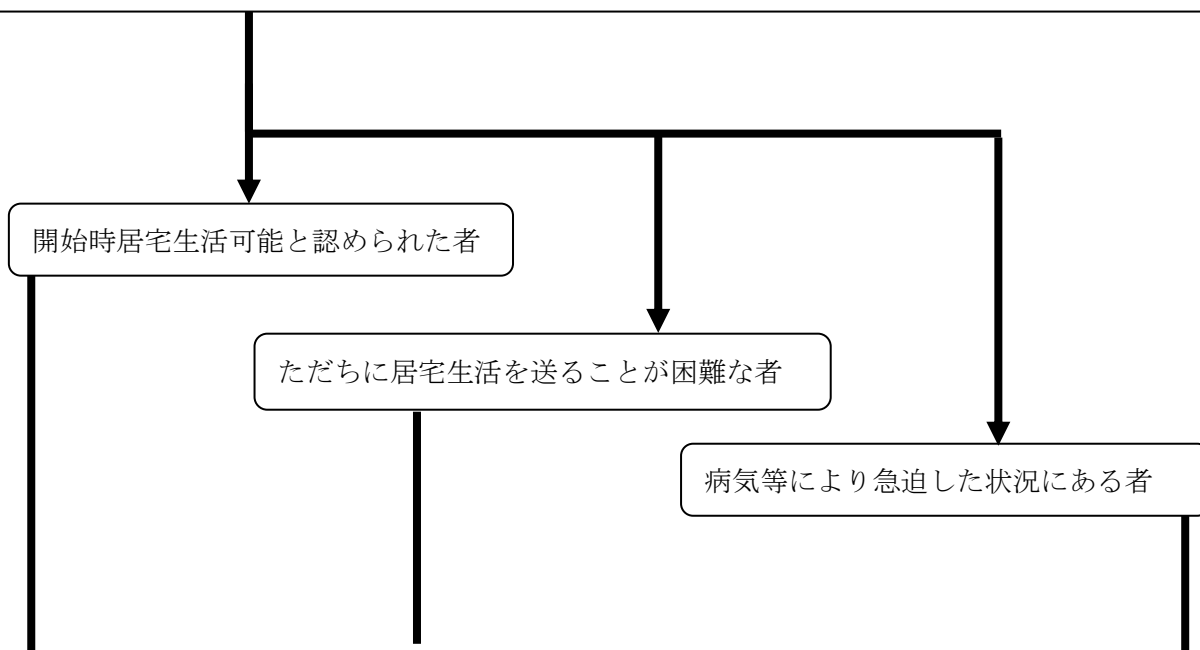
- ◆ 要保護者の総合的情報の収集 収集情報……生活歴、職歴、居住歴、現在の生活状況等
- ◆ 居宅生活を営む上で必要となる基本的項目の確認 確認項目……生活費の金銭管理、服薬等健康管理、炊事・選択、人とのコミュニケーション等

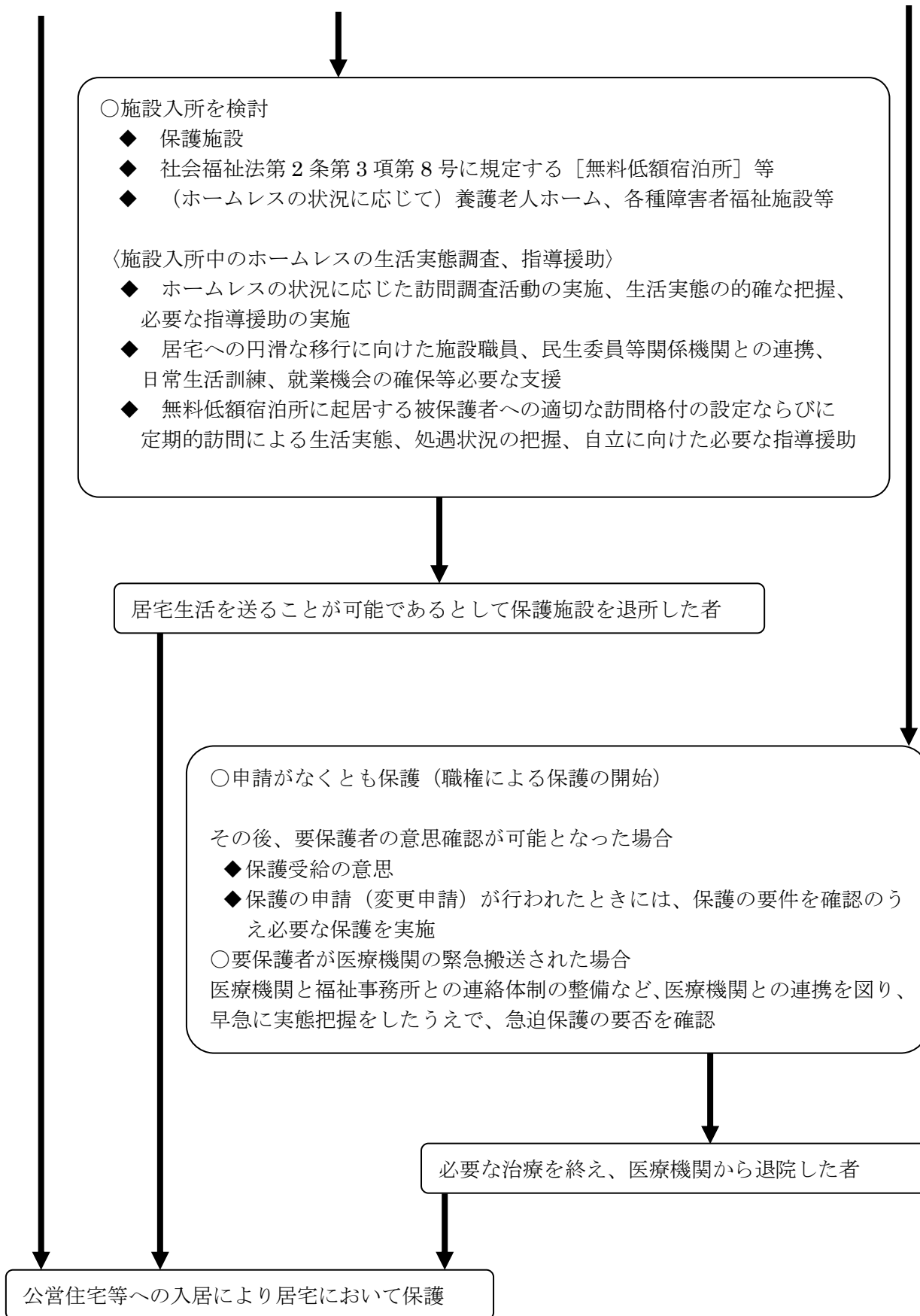
○利用できる社会資源の状況を総合的に勘案して自立に向けての指導援助の必要性の程度を分析し、ケース診断会議等において処遇方針を樹立、保護の適用方法を決定

- ◆ 課長問答 78の新設（平成15年7月31日社援保発第0731003号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）

問78 局長通知第6の4の(1)のキの居宅生活ができると認められる者の判断方法を示されたい。

答 居宅生活ができるか否かの判断は、居宅生活を営むうえで、必要となる基本的な項目（生活費の金銭管理、服薬等の健康管理、炊事・洗濯、人とのコミュニケーション等）を自己の能力でできるか否か、自己の能力のみではできない場合にあつては、利用しうる社会資源の活用を含めできるか否かについて十分検討を行い、必要に応じて関係部局及び保健所等関係機関を聴取した上で、ケース診断会議等において総合的に判断すること。なお、当該判断に当たっては要保護者、その扶養義務者等から要保護者の生活歴、過去の居住歴、現在の生活状況を聴取する等の方法により極力判断材料の情報収集に努め、慎重に判断すること。





【公営住宅への入居が困難な場合の取り扱い】

○公営住宅への入居ができず、住宅を確保するための敷金等を必要とする場合は、「(局) 第6の4の(1)のカ」または「(局) 第6の4の(1)のキ」により取り扱うこと

◆ 「(局) 第6の4の(1)のキ」の新設 (平成15年7月31日社援発0731007号 厚生労働省社会・援護局長通知)

保護開始時において、安定した住所のない要保護者(実施機関において居宅生活ができると認められる者に限る。)が住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合で、限度額又はオに定める額(住宅扶助限度額に1.3を乗じて得た額)に3(神奈川県は4)を乗じて得た額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認めて差し支えないこと。

◆ 課長問答 「第4 最低生活費の認定 問30の答6、問答77、問答78」の新設 (平成15年7月31日社援保発第0731003号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)

問30 局長通知第6の4の(1)のカにいう「転居に際し、敷金等を必要とする場合」とは、どのような場合をいうのか。

答6 宿泊提供施設、無料低額宿泊所(社会福祉法第2条第3項第8に規定する無料低額宿泊事業を行う施設をいう。)等を一時利用している場合であって居宅生活ができると認められている場合

問77 局長通知第6の4の(1)のキにいう「住宅の確保に際し敷金等を必要とする場合」とは、どのような場合をいうか。

答 [住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合とは次のいずれにも該当する場合で、ケース診断会議等において総合的に判断した場合、真に敷金等が必要であると認められるときに限る。

- 1 居宅生活ができると認められること。
- 2 公営住宅等の敷金等を必要としない住宅の確保ができないこと。
- 3 他法他施策による貸付制度や他からの援助等により敷金等がまかなわれないこと。
- 4 保護の開始の決定後、同一住宅に概ね6ヶ月を越えて居住することが見込まれること。

◆ 別冊問答の新設 (平成15年7月31日厚生労働省社会・援護局保護課保護係長内かん)

問 [居宅生活ができると認められる場合の判断の視点]

局長通知第6の4の(1)のキの「居宅生活ができると認められる者」の判断の視点を示されたい。

答 以下のような点について判断することとなるが、これは判断の視点であって、以下の全ての点を満たすことを要件に居宅生活ができると判断すべきものではないので留意すること。

なお、当該視点については、施設退所時等においても同様の判断の視点となるものである。

1 面接相談時の細かなヒアリングによって得られる要保護者の生活歴、職歴、病歴及び現在の生活状況等

2 基本的な項目

(1) 金銭管理

ア 計画的な金銭の消費ができるか

(2) 健康管理

ア 病気に対し、きちんと療養することができるか

イ 服薬管理ができるか

ウ 規則正しい生活を送る習慣が身についているか

エ 栄養バランスを考慮した食事をとることができるか

オ 病気療養のために断酒することができるか

(3) 家事、家庭管理

ア 食事の支度ができるか

イ 部屋を掃除、整理整頓ができるか

ウ 洗濯ができるか

(4) 安全管理

ア 火の元の管理ができるか

イ 戸締りができるか

(5) 身だしなみ

ア 外出時等きちんとした身なりにしているか

イ 定期的に入浴する習慣が身についているか

(6) 対人関係

ア 人とのコミュニケーションが図れるか

イ 人に迷惑をかける行為をすることがないか

3 留意事項

(1) 実施機関における取組

ア 都道府県及び市町村が実施計画を策定していない場合であっても、福祉事務所等保護の実施機関におけるホームレスに対する生活保護の適用の考え方は、基本方針および本通知によるものであること。

イ 保護の実施機関において、ホームレスが保護の相談等に来訪した際や急迫保護を適用する場合には必要な保護を行うものであって、施策が十分でないこと等により基本方針に沿わない取り扱いを行うことがないようにすること

(2) 自立支援センターにおける生活保護の適用について

ア 医療扶助を除き、基本的には保護の適用の必要はないこと

イ 就労努力は行ったが、結果的に就労による自立には結びつかないまま自立支援センターを退所した者から保護の申請が行われたときは、保護の要件を確認したうえで必要な保護を行うこと

ホームレスの居宅設営に関する流れ

①海岸等でテント、小屋等により一定期間、生活していることが県市調査・支援団体等により確認できている者(テント生活者)

②海岸等で概ね生活しているが、テント、小屋等には住んでいない者(路上生活者)

③友人宅等を渡り歩いている者(一時的な間借りを含む)

上記の者から相談があった場合

無 料 低 額 宿 泊 所 を 紹 介

無料低額宿泊所に入所し、保護申請

原則6ヶ月間、経過観察し、本人が単身の居宅生活を希望した場合、ケース検討会議を開催し判断

入所を拒否し、単独での居宅生活を希望した場合(②、③は居住実態、生活環境の確認が不可能なため、①に限る)

居住先を確保できる見通しがついた時点で保護申請

国からの指針に基づき、居宅設定についてケース検討会議を開催し判断

*例外

病気、事故等により病院へ搬送された者